

## 防災基本計画(令和6年6月28日修正)

### 第2編 各災害に共通する対策編 ※

#### 第1章 災害予防

○国〔国土交通省〕は、発災後の道路の障害物除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。)による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、**あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。**また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

※ 地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模火事災害、林野火災 に共通する対策

(参考) 国土交通省 防災業務計画(令和6年6月28日修正)

### 第2編 各災害に共通する対策編

#### 第1章 災害予防

○発災後の道路の障害物除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含む。)による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会等の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、**あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図るなど事前の備えを推進するものとする。**計画の作成にあたっては、対象とする災害、地域、路線等を適切に定めるものとする。また、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定の締結に努めるものとする。